

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北塩原村長 遠藤 和夫

市町村名 (市町村コード)	北塩原村 (07402)
地域名 (地域内農業集落名)	関屋地区 (関屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月12日 (第1回)R7.1.23

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は基盤整備事業が実施され、道路沿いの農地については整形地の田が多く水稻が行われているが、今後農業者の高齢化が進み、後継者も不足しているため遊休農地となってしまう可能性が懸念される。

【地域の基礎的データ】

認定農業者:0名、認定新規就農者:0名、主な作物:水稻、きゅうり

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備が行われている農地については引き続き営農を続け守っていく。また、現在の主要作物は水稻であるため、今後も継続していくと考える。さらに、担い手がやりやすい環境にするため農地を小區画から大區画に改良する基盤整備も考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面は農用地等面積のすべてを農業上の利用が行われる区域とするように、維持管理及び保全管理が行われるように設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手が10年後、20年後も営農しやすい環境をつくる。 農地集約による効率化と農作業の省力化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については農地中間管理事業の活用を基本とし、担い手への集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手が営農しやすくするため基盤整備を考えていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
会津農林事務所、JA、農業委員会等と連携し、地域内外から多様な人材を募集し切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
村農業法人の株式会社あいばせと調整し、農作業委託を促進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ブームモアによる草刈りやドローンによる病虫害防除を実施する。
⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地の保全管理を継続する。
⑧米の乾燥調製施設の整備に取り組む。